

(様式1)
報道資料提供

提供日	令和 6 年 11 月 13 日 (水)
発表事項 (タイトル)	個人情報の漏えいについて
要旨・経緯	阪南市において、子ども医療証を交付する際、別人の医療証を送付していたことが判明しました。このような事態を招きましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後、再発防止に取り組んでまいります。 1. 流出した情報 ・氏名、住所、生年月日、受給者番号 2. 事案の経緯 ・令和6年10月31日(木) 15時40分、医療機関より受診者(A氏)の子ども医療証を提示されたが、住所や生年月日が異なっているとの連絡を受け、確認したところ、同姓同名の別人(B氏)がおり、医療証が入れ替わっている可能性があることが判明した。 15時45分、すぐに医療機関へ向かい、保護者へ謝罪するとともに、正しい医療証を手渡しし、間違った医療証を回収した。 16時20分、B氏の自宅へ架電するもつながらず、自宅を訪問するも留守の様子であり、訪問した旨の手紙を投函し、市への連絡を依頼した。 17時20分、医療証の封入封緘を委託した事業者へ、医療証の入れ間違いが発生している旨の連絡を行うとともに、他に同様の入れ間違い等がないか、封入封緘の方法、今後の再発防止策についての報告を求めた。 ・令和6年11月1日(金) 10時00分、B氏の保護者から受電あり、医療証は受け取っているが、今は出先のため確認できないが、確認後に再度連絡するとのこと。 13時00分、B氏の保護者から再度受電、医療証は本人のものではなかったとのこと。その後、自宅を訪問し、謝罪するとともに、正しい医療証を手渡しし、間違った医療証を回収した。 ・令和6年11月6日(水) 10時00分、委託事業者から誤送付の可能性のある同姓同名者10組(21人)のリストが提供されたため、市担当者から架電による確認を開始した。 ・令和6年11月8日(金) 16時45分、委託事業者から誤送付についての報告書を受理する。 17時00分、その他は誤送付のないことの確認を完了した。 3. 流出の原因 ・通知文や医療証の印刷、封入封緘を事業者へ委託し、成果物を一斉に送付したが、通知文と医療証の印刷順序が一部異なるものがあり、封入時に十分な確認ができていなかった。 4. 再発防止策 ・再発防止を徹底するため、委託先へ3人によるトリプルチェック及び業務フローの改善を指示する。
広報ポイント	
添付資料	なし
担当課	阪南市 こども未来部 こども支援課 担当者：工藤、岡本 TEL072-489-4519 FAX072-473-3504 (代表)